

奈良県広域水道企業団事務局設置条例をここに公布する。

令和6年11月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第4号

奈良県広域水道企業団事務局設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、奈良県広域水道企業団の長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置く。

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、事務局の設置に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。